

青森県教育委員会第929回定例会会議録

1 期 日 令和8年6月3日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時30分

4 場 所 教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 青森県スポーツ推進審議会への諮問について

議案第1号 令和9年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について・・・原案決定

議案第2号 令和9年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について・・・原案決定

議案第3号 令和9年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第4号 県立高等学校の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第5号 県立高等学校の募集停止について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

その他 青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画における
統合校のスクール・ミッションについて

その他 青森県立高等学校魅力づくり推進計画に関する学校の在り方
地区検討委員会における主な意見について

その他 青森県立高等学校魅力づくり推進計画前期実施計画の構成
及び方向性について

6 出席者等

・出席者の氏名

風張知子（教育長）、平間恵美、安田 博、松本史晴、中野博之、久慈美穂

・欠席者の氏名

・説明のために出席した者の職

坂上理事、伊藤教育次長、高橋教育政策課長、山本職員福利課長、高橋学校教育課
長、佐藤教職員課長、森学校施設課長、清川生涯学習課長、高井スポーツ健康課長、
山舘文化財保護課長、中村高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

安田委員、松本委員

・書記

小路口晶子、佐藤栞

7 会 議

事務局からの報告

(伊藤教育次長)

既に報道により御存知のことと思うが、去る5月28日、県内の中学校教諭が「不同意わいせつ」の疑いにより逮捕される事案が発生した。

事案の概要は、警察発表によると、令和8年5月26日、学校内において、県内居住の男子中学生2人に対して、わいせつな行為を行ったものである。

今後は、可能な限り速やかに事実関係を確認し、厳正に対処する。

(教育長)

今回の事案が事実であるとすれば、教育公務員として、絶対にあるまじき行為であると同時に、生徒や保護者をはじめ、県民の皆様の信頼を著しく損ねる行為であり、極めて遺憾である。

今後は、事実関係を確認し、厳正に対処する。

8 議 事

報告第1号 青森県スポーツ推進審議会への諮問について

(高井スポーツ健康課長)

令和8年5月27日に開催した青森県スポーツ推進審議会において、教育長から同審議会会長に諮問書を提出したため、御報告するとともに、諮問書の内容について御説明する。

諮問は、令和5年度に策定した現行の「青森県スポーツ推進計画」が令和9年度をもって期間満了を迎えることから、令和8年度から新計画策定に向けた準備をする必要がある。

国の第4期スポーツ基本計画の動向や、本県を取り巻くスポーツ環境や健康課題などの社会状況の変化も踏まえ、「あおもり国スポ・障スポ」終了後の持続可能なスポーツの推進を図り、県民一人ひとりのウェルビーイングを向上させるための次期「青森県スポーツ推進計画」を策定するための審議をしていただくこととしている。以上について、2年間審議していただき、答申を提出いただくこととしている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 令和9年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について

(高橋学校教育課長)

青森県立中学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく令和9年度青森県立中学校入学者選抜基本方針については、「1 県

立中学校の通学区域は、県下一円とする。」、「2 入学者の選抜は、小学校及び義務教育学校（前期課程）での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせて、総合的に評価し、行うものとする。」、「3 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。」とし、昨年度の基本方針を踏襲している。

（教育長）

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

議案第2号 令和9年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について

（高橋学校教育課長）

青森県立高等学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく令和9年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針については、「1 高等学校の通学区域は、県下一円とする。」、「2 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜は、次のとおりとする。(1) 出願は、1人、1校1学科（部）に限るものとする。ただし、当該校に設置されている学科間等で第3志望までを認める。(2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、青森県教育委員会が実施する学力検査の成績、各高等学校で行う面接の結果及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて、一般選抜と特色化選抜により行うものとする。」など、令和8年度の基本方針を踏襲している。

（教育長）

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号については原案のとおり決定する。

議案第3号 令和9年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案について

（高橋学校教育課長）

青森県立特別支援学校高等部の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく令和9年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針については、「1 特別支援学校の通学区域は、県下一円とする。」、「2 入学者の選抜は、次のとおりとする。(1) 出願は、1人、1校1学科に限るものとする。ただし、青森県立盲学校に出願する場合は、普通科と保健医療科との間で第2志望を認める。(2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、各特別支援学校で実施する面接の結果及び必要に応じて実施する諸検査の結果を選抜資料とし、総合的に判定し行うものとする。(3) 青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。」など、昨年度の基本方針を踏襲している。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号については原案のとおり決定する。

議案第4号 県立高等学校の設置について

(中村高等学校教育改革推進室長)

令和9年度の県立高等学校の設置について、御説明する。

まず、「1 東青地区統合校」についてである。

(1) 設置の経緯について、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画では、東青地区統合校に関して、青森西高等学校及び浪岡高等学校を統合の対象校とし、令和9年度に設置することとしている。

(2) 名称案についてである。名称案は「青森県立青森西ヶ丘高等学校」としたいと考えており、その理由は、昨年度開催した東青地区統合校開設準備委員会において慎重に協議された結果を尊重し、提案のあった「青森西高等学校」、「青森西陵高等学校」、「青森桜花高等学校」、「青森新城高等学校」、「青森桐和高等学校」、「青森西ヶ丘高等学校」の6つの候補を対象に検討した結果、新たな学校の出発として校名を一新しつつも、統合となる両校の歴史や伝統を尊重して現在の校名の要素を引き継いでいること、読み書きともに平易でわかりやすく、県民に広く浸透していくことが見込まれることなどを総合的に勘案し、東青地区統合校の名称案は「青森西ヶ丘高等学校」としたいと考えたものである。

(3) 位置について、現在の青森西高等学校の校地に設置することとしている。

(4) 設置する課程、学科、学級数及び募集人員(予定)について、「普通科」6学級を設置予定としている。

(5) 設置時期は令和9年4月1日としている。

次に、「2 下北地区統合校」についてである。

(1) 設置の経緯について、第2期実施計画では、下北地区統合校に関して、大湊高等学校及びむつ工業高等学校を統合の対象校とし、令和9年度に設置することとしている。

(2) 名称案についてである。名称案は「青森県立むつ大湊高等学校」としたいと考えており、その理由は、昨年度開催した下北地区統合校開設準備委員会において慎重に協議された結果を尊重し、提案のあった「下北総合高等学校」、「むつ大湊高等学校」、「むつ大湊総合工科高等学校」、「むつ総合高等学校」、「むつみらい高等学校」の5つの候補を対象に検討した結果、「むつ」「大湊」は統合となる両校の校名にも用いられており広く浸透していること、この組合せにより、新たな学校としての出発でありながら、両校の歴史や特色ある教育内容等の継承を示せることなどを総合的に勘案し、下北地区統合校の名称案は「むつ大湊高等学校」としたいと考えたものである。

(3) 位置について、現在のむつ工業高等学校の校地に設置することとしている。

(4) 設置する課程、学科、学級数及び募集人員(予定)について、「総合学科」3学級、「機械科」1学級及び「電気・エネルギー科」1学級とする。

(5) 設置時期は令和9年4月1日としている。

なお、当該高等学校の設置及び名称については、今後、青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案を県議会へ提案し、その議決により決定するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号については原案のとおり決定する。

議案第5号 県立高等学校の募集停止について

(中村高等学校教育改革推進室長)

令和9年度の県立高等学校の募集停止について、御説明する。

まず、「1 募集停止の経緯」についてである。

第2期実施計画では、青森西高等学校、浪岡高等学校、大湊高等学校及びむつ工業高等学校を令和9年度に募集停止することとしている。

具体的には、「2 募集停止の内容」に記載している。(1)については、青森西高等学校及び浪岡高等学校について募集停止し、青森西ヶ丘高等学校を新設することとしている。

また、(2)については、大湊高等学校及びむつ工業高等学校について募集停止し、むつ大湊高等学校を新設することとしている。

ただ今、御説明した県立高等学校の募集停止については、昨年10月の第336回臨時会において見込みとして公表している。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第5号については原案のとおり決定する。

その他 青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画における統合校の スクール・ミッションについて

(中村高等学校教育改革推進室長)

青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画における統合校のスクール・ミッションについて御説明する。

「1 趣旨」について、各県立高等学校の教育活動の充実や中学生の進路選択に資するよう、県教育委員会ではスクール・ミッションを定めているが、この度、令和9年度に開設する東青地区統合校及び下北地区統合校のものを定めたのでお知らせする。

「2 統合校のスクール・ミッション」について、両校共通のスクール・ミッションとして、「学校の「強み」や「特色ある取組」を生かし、生徒一人一人の自己実現を支え、持続可能な社会に寄与する人財育成等の「社会的役割」を果たします。」とし、「強み」、「特色ある取組」及び「社会的役割」については、資料に記載のとおり、各校の実情や特徴を踏まえたものとしている。

今後は、スクール・ミッションを踏まえ、各校における教育課程の編成等に関する方針を示すスクール・ポリシーを定めるとともに、学校の開設後は、スクール・ポリシー等に基づき、教育活動の充実を図るカリキュラム・マネジメントを通して、特色・魅力ある教育活動を推進することとしている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画における統合校のスクール・ミッションについては、青森県教育委員会として了解した。

その他 青森県立高等学校魅力づくり推進計画に関する学校の在り方地区検討委員会における主な意見について

(中村高等学校教育改革推進室長)

それでは、青森県立高等学校魅力づくり推進計画に関する学校の在り方地区検討委員会における主な意見について、別冊の資料に基づいて御説明する。

県立高等学校教育改革については、令和7年10月に基本方針を策定した後、学校の在り方地区検討委員会を県内6地区でそれぞれ4回開催し、このたび、検討結果報告書を県教育長へ提出いただいた。

報告書については、東青地区の報告書を基に構成や主な意見を御説明し、その後、各地区の学校配置シミュレーションについて御紹介する。

東青地区報告書の「1 中学校卒業生数の推移と全日制課程の募集学級数の見込み」について、令和9年度から令和19年度までの中学校卒業予定者数及び県立高等学校募集学級数を記載している。

「2 学校の在り方に関する主な意見」の「(1) 目指す学校像」については、御覧のとおりとなっており、他地区においては、「産業の発展に向けて主体的に取り組む人財や地域の産業を支える人財を育成するための学校・学科が必要」、「デジタル分野に関する学びや探究的な学び、分野横断的な学びに重点的に取り組むことができる高校が必要」などの意見をいただいた。

「(2) 単位制」については、「多様な子どもたちの柔軟な学びのため拡充する必要がある。」などの意見があり、他地区においても同様に単位制の拡充に関する意見をいただいた。

「(3) 少人数学級編制」については、「多様な生徒への対応や、実習が多い職業学科における教育活動を考えると、少人数学級編制の実施は重要である。」などの意見があり、他地区においては、普通科等への少人数学級編制の拡充や既実施校における更なる人数の引き下げに関する意見をいただいた。

一方で、少人数学級編制の実施の上での課題も挙げられた。

また、その他の意見として、他地区においては、中学生のニーズに応じた学びの維持や農業高等専門学校の新設などに関する様々な意見をいただいた。

「3 全日制課程の学校規模・配置」の「(1) 学校配置シミュレーション」については、検討委員会において、様々な観点で検討したものを記載している。

東青地区では、「ア 大規模校からの学級減で対応」、「イ 志望倍率の低い学校・学科の学級減で対応」、「ウ 専門学科を除く学校・学科の学級減で対応」、「エ 学校の新設と青森北高校、青森南高校、青森中央高校の募集停止で対応」、「オ 青森市の西・中央・東の3地区ごとの学校の統合又は新設で対応」の5つを記載しており、それぞれの学校配置シミュレーションに関する意見を掲載している。

「(2) シミュレーション以外の学校規模・配置等に関する意見」についてである。

「学校規模・配置」では、「生徒数や教員数の減少により教育活動に影響が出るため、

ある程度の学校規模が必要であり、教室確保や教員配置にもしっかりと対応する必要がある。」などの意見があり、他地区においても同様に、学校規模の適正化や現状の学校配置の維持に関する意見をいただいた。

このほか、他地区においては、市町村における高校の配置状況や通学環境に配慮した学校配置を求める意見などをいただいた。

「学級減」では、「東青地区は少子高齢化、生産年齢人口の減少、過疎化等の影響を受けやすい。学級減で対応するのはいつまでか、また、その後どう対応するのが重要である。」などの意見をいただいたほか、他地区においては、中学生のニーズや入学状況、教育の質の確保の観点を考慮した学級減を求める意見などをいただいた。

「統合等」では、「教育環境の充実や生徒同士の競争による学習効果の向上が見込めるが、地域住民への影響が課題である。」などの意見をいただいたほか、他地区においては、充実した教育環境の整備に向けた統合や後期実施計画期間における統合を求める意見などをいただいた。

「学科等」では、「学科として設置する場合には専門的知識が必要となることから、設置する学科については県教育委員会において検討し、提示するのがよい。」などの意見をいただいたほか、他地区においては、現状の学科の維持や新たな学科の設置を求める意見などをいただいた。

「4 定時制課程及び通信制課程に関する意見」では、「今後も生徒の多様化が進むため、定時制・通信制課程を増やすべき。などの意見があり、他地区においても同様に、配置の拡充や現状の配置の維持を求める意見をいただいた。

このほか、他地区においては、スクーリングに伴う通学負担の軽減を求める意見などをいただいた。

「5 その他」については、通学支援や高校の魅力化・特色化に向けた取組などに関する様々な意見をまとめている。

次に、東青地区以外については、学校配置シミュレーションを御説明する。

西北地区では、「ア 五所川原工科高校普通科の2学級減で対応」、「イ 五所川原高校と五所川原工科高校普通科の1学級ずつの減で対応」、「ウ 五所川原農林高校と五所川原工科高校の統合で対応」の3つを記載している。

中南地区では、「ア 定員割れとなっている高校の学級減で対応」、「イ 弘前高校・黒石高校・1学級の職業学科を除く学校・学科の学級減で対応」、「ウ 弘前実業高校に農業科を設置し、黒石高校普通科、柏木農業高校、弘前実業高校商業科の学級減で対応」の3つを記載している。

上北地区では、「ア 職業学科を除く学校・学科の学級減で対応」、「イ 1学科1学級となっている学科を除いた職業学科と普通科の学級減で対応」、「ウ 百石高校を除く学校・学科の学級減で対応」、「エ 1学科1学級となっている学科を除いた職業学科と十和田市内普通科・百石高校普通科・七戸高校総合学科の学級減で対応」の4つを記載している。

下北地区では、「ア 田名部高校の学級減で対応」、「イ 田名部高校と下北地区統合校の統合で対応」、「ウ 少人数学級編制で対応」の3つを記載している。

三八地区では、「ア 八戸西高校と三戸郡の高校を除く高校の学級減で対応」、「イ 八戸西高校及び八戸商業高校の学級減で対応」の2つを記載している。

(中野委員)

学校の在り方地区検討委員会からの検討結果報告書を踏まえ、通学環境の保証や教育の質の維持といった意見をいただいているが、こういった意見を踏まえ、今後学校配置についてどのように検討を進めていくのか。

(中村高等学校教育改革推進室長)

前期実施計画（案）の公表に向け、本日の教育委員会会議以降、学校・学科等の魅力づくりや学校配置といった計画案の内容について、複数回にわたって協議していただきたいと考えている。

学校配置については、学校の在り方地区検討委員会からの検討結果報告書におけるそれぞれのシミュレーションを基に、各地区の学校配置の方向性を検討していただくことを想定している。

(教育長)

他に意見等はあるか。なければ青森県立高等学校魅力づくり推進計画に関する学校の在り方地区検討委員会における主な意見については、青森県教育委員会として了解した。

その他 青森県立高等学校魅力づくり推進計画前期実施計画の構成及び方向性について

(中村高等学校教育改革推進室長)

青森県立高等学校魅力づくり推進計画前期実施計画の構成及び方向性について御説明する。

はじめに、「1 前期実施計画の策定スケジュール」について御説明する。

前期実施計画の策定に向け、令和7年10月に策定した青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針を踏まえるとともに、学校の在り方地区検討委員会の検討結果報告書を参考にしながら、本日の教育委員会会議以降、前期実施計画の構成及び方向性のほか、各校・各学科等の魅力づくりや学校配置といった計画案の内容について、複数回にわたって協議していただきたいと考えている。

その後、8月頃を目途に計画案を公表し、パブリック・コメントの実施、地区懇談会及び学校の在り方地区検討委員会の開催を経た上で、再度、教育委員会会議において、計画案の修正等について協議していただき、11月の決定を目指したいと考えている。

次に、「2 前期実施計画の構成及び方向性」について、御説明する。

まず、前期実施計画の構成について、基本方針の構成を基本としながら、第1では策定の趣旨や計画期間について示した上で、第2以降では学校・学科の魅力づくりや学校配置といった各論について述べる構成としている。

前期実施計画の検討項目は多岐にわたるため、次回以降、「学校・学科の魅力づくり」と「学校配置」を分けて検討していただくことを想定している。

次に、前期実施計画の方向性について御説明する。

各項目の方向性については、4月に開催した第3回の学校の在り方地区検討委員会においてお示ししたものであり、方向性の基となった意見や方向性に関する主な意見について掲載している。

まず、単位制や少人数学級編制の方向性についてである。

検討委員会において、単位制や少人数学級編制の拡充に関する意見があったことを踏まえ、前期実施計画では、県全体で個に応じたきめ細かな指導を充実させるため、単位制については、まだ導入していない普通科を有する高校に導入するとともに、少人数学級編制については、商業科及び家庭科で新たに実施したいと考えている。

次に、普通教育を主とする学科の方向性についてである。

検討委員会において、新たな学科の設置や普通科の特色化等に関する意見があったことを踏まえ、前期実施計画では、大学や地域、関係機関との連携等により特色ある教育活動を推進する新たな学科を設置し、普通教育を主とする学科において県全体の特色化・魅力化を進めたいと考えている。具体的には、デジタル分野に関する学科、地域社会に関する学科、学際領域に関する学科を新たに設置するものである。

新学科の設置について御説明する。

1つ目のデータサイエンス科については、大学や企業等と連携しながら、専門性の高い外部人材による講義や最新技術を用いた体験的な学び等を積極的に展開し、A I ・ I o T ・ D Xの進展に対応できる資質・能力の育成につながる学びの充実に取り組んでいく。

2つ目の未来デザイン科については、地域社会が有する交流や活動のネットワークを最大限に活用しながら、事例研究やフィールドワーク等を行うとともに、地域行事への参加等、地元自治体と連携した体験的な活動に取り組むなど、地域社会に関する理解の深化と学びの充実に取り組んでいく。

3つ目の探究科については、大学等と連携しながら、自ら設定した課題に関する学びを深め、その成果を表現・共有するほか、各教科・科目における学びと関連させ、学校全体として探究的な学びの充実に取り組んでいく。

次に、職業教育を主とする専門学科の方向性についてである。

検討委員会では、産業の発展に向けて主体的に取り組む人財の育成に向けた各校の魅力づくり等に関する意見があったことを踏まえ、前期実施計画では、産業イノベーション人財の育成に向けた取組、産官学との持続的な連携体制の構築・強化、高度な施設・設備へのバージョンアップ等を実施したいと考えている。

次に、学校配置の方向性についてである。

今後の中学校卒業予定者数の推移については、前期実施計画期間は比較的緩やかな減少、後期実施計画期間は急速な減少が見込まれている。

このような中、「中学校卒業予定者数がほぼ半減することは不可避であること」、「変化する産業構造等を踏まえ、新しい時代を主体的に切り拓く人財の育成が必要であること」、「一方で、中学生の進路選択肢の確保や通学環境への配慮は必要であること」を踏まえ、中・長期的な視点で将来像からの逆算により学校配置を検討する。

このことを踏まえ、前期実施計画では、後期実施計画の状況を見据え、6地区ごとに、中学生のニーズ等を考慮しながら、様々な役割を担う学校を配置する。

今回は、この前期実施計画の方向性について御意見をいただき、次回の教育委員会会議では、方向性を踏まえ、各校・各学科等の魅力づくりについて協議いただきたいと考えている。

(安田委員)

前期実施計画は、基本方針を踏まえ、学校・学科の魅力づくりに向けた具体的な方策や学校配置、学科の設置等を示すものであり、基本的にはP3のような構成で良いと思う。

ただし、実施計画については、県民にとって分かりやすいものとするのが重要である

ことから、第2以降の各論に入る前に、前期実施計画のポイントを示してはどうか。ポイントには、特に重点的に取り組むべき事項やこれまでの大きな変更点などを記載することが考えられる。

また、今回、前期実施計画の方向性として、単位制と少人数学級編制の拡充について説明があったが、これからの高校教育は、生徒一人一人の個性や特性にしっかりと寄り添うことがますます求められてくると考えており、各校において個に応じたきめ細かな指導の充実を図ることが重要である。

学校の在り方地区検討委員会においても多数の意見があったことやこれまでと大きく変わる部分であることを踏まえ、ポイントとして記載するのが望ましい。

なによりも生徒が通いたい・学びたいと思える魅力ある学校づくりを進めていただきたいと考える。

(松本委員)

普通教育を主とする学科の特色化の更なる推進として、新たな学科を設置する方向性が示されているが、2月に公表された国のグランドデザイン（高校教育改革に関する基本方針）においても普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化について言及されており、国の動向を踏まえた方向性となっていると認識している。

新たな学科を設置するということで、第3回学校の在り方地区検討委員会後の報道においても大々的に取り上げられており、県民からの注目度も高いと思われる。そのため、前期実施計画では新学科を設置し、学校と連携しながら、特色ある取組を進めてほしい。

一方で、新学科については「データデザイン科」、「未来デザイン科」、「探求科」など、名称があまり県民に馴染みがなく、理解されにくいことが予想される。そこで、前期実施計画においては、P7にあるような学科の特徴や教育活動の内容や例のほか、学科を設置する経緯や目的等についても詳細に提示いただければうまく進むのではないかと感じる。

(中野委員)

現在、中教審の特別部会において、次期学習指導要領の改訂を見据えた検討が進められており、その中で「質の高い探究的な学びの実現」に向けた方策等について議論されるなど、国としても引き続き、探究的な学びの重要性は高いものと見込まれる。

探究的な学びについては、すでに各校で取り組まれているものの、今後、探究科を新たに設置し、学校全体で探究的な学びに取り組むなど、先進的な取組を推進することで、県全体の探究活動の質の向上にもつながるものと考えられる。

探究的な学びについては、すでに県内の各校において取り組まれており、いわゆる専門学校を中心に成果を上げているものと認識していた。青森県だけではなく、全国的に見ても探究的な学びの課題は、「ただ何かを調査して終わり」、「生徒まかせになる」、「カリキュラムにどう位置付ければよいかわからない」といったものが挙げられている。そのため、今後探究科の新設を視野に入れながら、学校全体で探究的な学びに取り組んでいくという先進的な動きを県としても推進し、県全体の探究的活動の質の向上につなげていただきたいと感じている。

また、こうした先進的な活動を通して、探究的な学びに関する知見や指導上の工夫が蓄積され、それが県全体に還元されるだけではなく、全国的にある探究的な学びの課題解決に青森県として貢献できると思われる。

(平間委員)

社会の変化が激しい時代のなか、課題を解決する前に次々に課題が生まれてくるという状況である。県においても知識を身に付けるだけではなく、自ら課題を見つけ、それを解決できる子どもたちを私たちが育てていくことが重要であると感じている。

それについては県民のみなさんや子どもたちの意識が向上してきていると思うが、県において探究的な学びを充実させていくというのは最重要課題である。

それから、東青地区の学校配置シミュレーションの「エ 学校の新設（青森北高校、青森南高校、青森中央高校の募集停止）で対応」とあるが、それを実現させるためには内容を十分に検討し、一つ一つのシミュレーションに偏らず、更に丁寧に検討していくべきだと感じた。

教育委員としてもみなさんからの意見を慎重に聞きながら、この論議についてしっかりと深めていきたいと感じている。

(久慈委員)

前期実施計画の方向性には記載されていないが、P 3 の前期実施計画の構成の第 2 にある「教育D Xと遠隔教育の推進」については、私自身高校生の保護者として重要な論点であると考えます。

現在、「ミライへつなぐ遠隔教育推進事業」により、遠隔授業の実施に向けた準備を進めていると思うが、現在の取組状況を教えていただきたい。また、教育D Xの推進として、どのようなことを想定しているのか伺いたい。

(中村高等学校教育改革推進室長)

まず、遠隔授業についてであるが、現在、県総合学校教育センターを配信拠点とし、鱒ヶ沢高校、野辺地高校、三戸高校、三本木農業恵拓高校、五所川原工科高校の 5 校を受信校として、令和 9 年度からの遠隔授業の実施に向けて準備を進めている。昨年度は、冬季休業中に数学・理科の補習を配信し、成果・課題を踏まえ、遠隔教育システムの運用の検証を行ったところであり、今年度も引き続き、補習の配信と検証等の取組を進めることとしている。

次に、教育D Xについてであるが、昨年 10 月に策定した基本方針では、デジタル教材や教育ダッシュボード等の各種データやテクノロジーを活用し、生徒の進路志望や習熟度等に応じた個別最適な学びと、自校以外の生徒や国外の生徒等と連携・協働した協働的な学びの充実を図ることとしている。

(久慈委員)

遠隔授業については、生徒の興味・関心や進路志望等の多様な学習ニーズに応える上で有効なものであると考える。また、これから更に生徒数が減少する中であっても、生徒の学びの選択肢を確保しつつ、多様な学びを実現していくために重要であることから、着実に取組を進めてほしい。

また、生成A I等の新たなデジタル技術の急速な普及により、学びの在り方そのものが大きく変わってきていることを踏まえると、デジタル教材や教育ダッシュボードに加え、生成A Iを活用した教育活動を展開するなど、教育D Xを推進していくことが重要である。

なによりも大切なのは、前期実施計画においては教育D Xと遠隔教育の推進により、「いつでも」「どこでも」「誰とでも」学ぶことができる環境を整備し、生徒に多様で質の高

い教育を提供していただきたいと考える。

（平間委員）

会議の冒頭で事務局から説明があったように、学科等の魅力づくりや学校配置といった計画案の内容を、しっかりと検討していくことが重要である。これについては知事と早急に共通理解を図る必要があると感じる。

このため、総合教育会議を開催し、本日報告のあった学校の在り方地区検討委員会の検討結果報告書の内容や前期実施計画の方向性等について、知事と意見交換しておきたい。

（教育長）

平間委員から、前期実施計画の策定に向けて、知事と意見交換を行い、基本的な考え方について共通理解を図るため、総合教育会議を開催することについて提案があったが、いかがか。異議がなければ、可能な限り早期に総合教育会議を開催することができるよう調整したいと思う。

他に意見等はあるか。なければ青森県立高等学校魅力づくり推進計画前期実施計画の構成及び方向性については、青森県教育委員会として了解した。